

指定地域密着型介護老人福祉施設
社会福祉法人太陽の里 特別養護老人ホームまごころ苑

重 要 事 項 説 明 書

令和 7 年 7 月 1 日現在

当施設は介護保険の指定を受けています。
(松阪市指定 第 2470700283 号)

当事業所は契約者（以下「入所者」という。）に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。特別養護老人ホームまごころ苑（以下「事業所」という。）の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。当事業所への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護 3、4、5」の何れかに認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1	事業所経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	入所中の医療の提供について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	当事業所が提供するサービスについて・・・・・・・・	5
6	当事業所のサービス利用料金について・・・・・・・・	6
7	利用料金のお支払い方法について・・・・・・・・	14
8	事業所を退所していただく場合（契約の終了について）	14
9	入所者が病院等に入院された場合の対応について	15
10	残置物引取について・・・・・・・・・・・・・・・・	16
11	苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・	16
12	事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	17
13	緊急時における対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	17
14	身体的拘束に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	17
15	虐待防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	17
16	損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
17	衛生管理について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
18	非常災害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
19	業務継続計画策定について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
20	守秘義務と個人情報の利用について・・・・・・・・	18
21	反社会的勢力の排除について・・・・・・・・・・・・・・・・	19
22	福祉サービス第三者評価実施状況	19
23	重要事項説明書付属文書・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	指定地域密着型介護老人福祉施設サービス重要事項説明書	21
	別紙 1 電気料金明細表 他・・・・・・・・・・・・・・・・	22

1. 事業所経営法人

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 太陽の里 |
| (2) 法人所在地 | 三重県松阪市若葉町 80-5 |
| (3) 電話・FAX 番号 | 0598-51-2555 FAX 50-3310 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 中井 大樹 |
| (5) 設立年月 | 平成9年7月18日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定地域密着型介護老人福祉施設
平成13年4月1日指定
松阪市指定 第2470700283号 |
| (2) 事業所の目的 | 当事業所は、介護保険法令に従い、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援することを目的として、入所者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
当事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。 |
| (3) 事業所の名称 | 特別養護老人ホームまごころ苑 |
| (4) 事業所の所在地 | 三重県松阪市川井町字ソブ田1358番地1 |
| (5) 電話番号 | 0598-50-2555 FAX 50-2333 |
| (6) 施設長（管理者） | 松田 文子 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 本事業所において提供する施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、松阪市条例、告示の趣旨並びに内容に沿ったものとします。
入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供に努めるとともに、入所者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に施設サービス計画を作成した後、入所者又はその家族に対し、施設サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明し入所者が必要とする適切な施設サービスを提供します。
既に施設サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った施設サービスを提供します。 |
| (8) 開設年月 | 平成 13 年 4 月 1 日 |
| (9) 入所定員 | 28人 |
| (10) 建物の構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建 |
| (11) 建物の延べ床面積 | 1, 732㎡ |

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、4人部屋・2人部屋ですが、利用状況により居室の選定は事業所の判断により行います。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	10室	多床室
4人部屋	2室	多床室
静養室	1室	
合 計	13室	
食堂	1室	ショートステイと共用
浴室	2室	特殊浴槽・一般浴槽、ショートステイと共用
医務室	1室	ショートステイと共用
機能訓練室	1室	ショートステイと共用

上記は、地域密着型介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用には、居住費のご負担が必要です。

居室の変更：入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

その際には、入所者や身元引受人と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、入所者に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	（生活相談員兼務）1名	1名
2. 介護職員	14名以上	14名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	2名	2名
5. 機能訓練指導員	（看護職員兼務）1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	（嘱託医）1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤 務 体 制
1.医師（嘱託）	隔週木曜日 13:00～14:00
2.介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 朝： 7：00～16：00 2名 日 中： 8：30～17：30 1名 日中遅：11：00～20：00 2名 夜 間：16：30～翌朝9：30 2名
3.看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日 中： 8：30～17：30 1名
4.機能訓練指導員（看護職員が兼務）	日 中： 8：30～17：30 1名
5.施設長（生活相談員を兼務）	日 中： 8：30～17：30 1名
6.生活相談員（介護職と兼務）	日 中： 8：30～17：30 1名
7.介護支援専門員（介護職と兼務）	日 中： 8：30～17：30 1名
8.管理栄養士	日 中： 9：00～16：00 1名

4. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入所者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①嘱託医

医療機関の名称	まへのへた脳神経クリニック
診療科目	神経内科 内科 脳神経外科
所在地	松阪市駅部田町752-1
電話番号	0598-25-1080

①協力医療機関

医療機関の名称	松阪市民病院
診療科目	総合
所在地	松阪市殿町1550
電話番号	0598-23-1515

②協力医療機関

医療機関の名称	松阪中央総合病院
診療科目	総合
所在地	松阪市川井町字小望102
電話番号	0598-21-5252

③協力医療機関

医療機関の名称	大市歯科医院
所在地	松阪市殿町1292
電話番号	0598-21-1497

④協力医療機関

医療機関の名称	カイバナ眼科クリニック
所在地	松阪市垣鼻町1 6 3 8
電話番号	0598-21-5222

⑤協力医療機関

医療機関の名称	清水医院
所在地	松阪市小黒田町2 5 1－2
電話番号	0598-21-2806

5. 当事業所が提供するサービスについて

当事業所では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- i 利用料金が介護保険から給付される場合
- ii 利用料金の全額を入所者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の基準サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費・食費を除き、負担割合証に基づき利用料金の大部分（9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

① 食事の提供

- i 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ii 管理栄養士が、入所者の状態やご希望等を把握し、栄養ケア計画（経口摂取の維持、療養食の提供を含む）を作成いたします。
- iii 入所者の身体の状態または病状のため、常食の提供が出来ない場合、医師の指示によって療養食を提供いたします。
- iv 入所者の自立支援のため離床してホールにて食事をとっていただくことを原則としています。
- v 食事時間は概ね次の通りとします。
 - 朝食： 7：00～ 8：10
 - 昼食： 11：30～ 12：40
 - 夕食： 17：20～ 18：40

② 口腔衛生管理

基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行います。

- i 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職に技術的助言及び指導を行います。
- ii iの助言・指導に基づき、口腔衛生管理体制の計画を作成し、定期的な見直しを行います。＜記載内容：助言を行った歯科医師、助言の要点、具体的方策、実施目標、留意事項・特記事項＞
- iii 口腔ケア推進のための研修会に参加します。

- ③ 入浴
 - ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
 - ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ④ 排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑤ 介護
 - ・施設介護サービスに沿って下記の介護を行います。
(着替え・食事等の介助・おむつ交換・体位変換・シーツ交換・移動介助等)
- ⑥ 機能訓練
 - ・看護職員の指導により介護職員が、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑦ 健康管理
 - ・医師や看護職員が、入所者の健康状態に留意し、日常における健康保持のための適切な措置を行います。
- ⑧ 施設サービス計画の作成
 - ・介護支援専門員は、入所者の意向を踏まえた上で、介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期・サービス内容・サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成いたします。
- ⑨ 生活相談
 - ・生活相談員は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境の的確な把握を心がけ、入所者または身元引受人からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
- ⑩ 預かり金の管理
 - ・契約時に現金 10,000円をお預かりし、日用品費や医療費等の支払い代行をいたします。但し、臨時に支払の予定があり、入所者又は身元引受人から支払を委託された場合は最高50,000円を限度としてお預かりすることが出来ます。

(2) 介護保険の加算サービス（契約書第3条参照）

利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

(3) 介護保険の基準外サービス（契約書第4条参照）

利用料金の全額が入所者の負担となります。

6. 当事業所のサービス利用料金について（契約書第5条参照）

ご利用料は、入所者の要介護度及び介護保険負担限度額、介護保険負担割合、並びに居室によっても異なります。また、各種の加算が算定されます。

(P.11、12表参照)

(1) 介護保険の基準サービス

- ① 入所者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を

一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

② 法令の変更により介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

③ 介護保険負担限度額（特定入所者介護サービス費）について

低所得の方は所得に応じて自己負担の上限が設けられ、これを超える入所者負担はありません。負担限度額を超える部分については、特定入所者介護サービス費として軽減措置を受けることができます。施設を利用する方は松阪市に申請し、認定された所得段階に応じた料金をお支払いいただきます。

※居住費負担額の見直しにより令和6年8月1日から下記の料金となります。

■自己負担の上限額（日額）

段 階	対 象 者	食費	居 住 費	
			個室	多床室
第1段階	・生活保護の受給者の方等 ・老年福祉年金受給者の方	300 円	380 円	0 円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方等	390 円	480 円	430 円
第3段階 ①	・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円越 120万円以下の方	650 円	880 円	430 円
3段階 ②	・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超の方	1,360 円	880 円	430 円
第4段階	・課税世帯のため、介護保険負担限度額認定が承認されません	1,480 円	1,231 円	915 円

（2）介護保険の加算サービス

下記（①～⑨）の加算料金は、介護保険負担割合証において、入所者の負担割合に乗じます

①【日常生活継続支援加算】（Ⅰ） 自己負担額 36円／日（1割負担の場合）

要介護度の高い高齢者、認知症高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置付け及び新規入所者が原則要介護3以上となることを踏まえ、半年または1年以内の新規入所者の内、要介護認定が4以上の割合が70%以上である事、半年または1年以内の新規入所者の内、認知症日常生活自立度Ⅲ以上Ⅳ又はMの割合が65%以上である事、医師の指示に基づいた喀痰吸引や経管栄養を行う必要

がある入所者が 15%以上である事のいずれかを満たし、かつ介護福祉士が常勤換算で入所者 6 人に対して 1 人以上である事を算定要件とします。

※上記の加算を算定している場合には、②サービス提供体制強化加算を算定しません。

②【サービス提供体制強化加算】

介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うとともに、職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行い、加えて、24 時間のサービス提供が必要な施設サービスについては、安定的な介護サービス事業の提供を確保する観点から、常勤職員が一定割合雇用されている事業所について評価される加算です。

※上記の加算を算定している場合には、①日常生活継続支援加算を算定しません。

自己負担額 (1 割の場合)

i サービス提供体制強化加算 (Ⅰ): 22 円/日 (介護福祉士 80%以上又は、勤続年数 10 年以上 35%以上いずれかに該当)

ii サービス提供体制強化加算 (Ⅱ): 18 円/日 (介護福祉士 60%以上)

iii サービス提供体制強化加算 (Ⅲ): 6 円/日 (介護福祉士 50%以上、常勤職員 75%以上、勤続年数 7 年以上 30%以上のいずれかに該当)

※上記に掲げるいずれか加算を算定している場合には、上記に掲げるその他の加算は算定しません。また、①日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しません。

③【看護体制加算】(1 割の場合)

自己負担額 i 看護体制加算 (Ⅰ): 12 円/日

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること、常勤の看護師を 1 名以上配置していること、定員超過利用・人員基準欠如に該当していない場合に算定します。

自己負担額 ii 看護体制加算 (Ⅰ): 23 円/日

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること、常勤の看護師を 1 名以上配置していること、定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと、看護職員を常勤換算方法で 2 名以上配置していること、当該施設の看護職員又は病院若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること、定員超過利用・人員基準欠如に該当していない場合に算定します。

④【初期加算】 自己負担額 30 円/日 (1 割の場合)

入所者が入所された日から 30 日間と、30 日を超える入院を経て再入所され

た日から 30 日間に限り加算します。

- ⑤【療養食加算】 自己負担額 6円／回（1 日につき 3 回を限度）1 割の場合
入所者の病状に応じて、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食の提供を行った場合に算定します。

- ⑥【外泊加算】 自己負担額 246円／日 （1 割の場合）
入所者が入院または外泊された場合に算定します。1 か月に 6 日以内ですが、月をまたぐ場合は最大 12 日まで加算されます。

- ⑦【看取り介護加算】

看取り介護加算とは、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、入所者及び身元引受人等とともに、医師、看護師、介護士、生活相談員、ケアマネジャー、管理栄養士等が共同して、随時入所者及び身元引受人に対して十分な説明を行い、合意しながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合に算定されます。

自己負担額 （1 割の場合）

- | | | |
|-----|------------------|----------|
| i | 死亡日以前 45 日～31 日前 | 72 円／日 |
| ii | 死亡日以前 30 日～ 4 日前 | 144 円／日 |
| iii | 死亡日の前日・前々日 | 680 円／日 |
| iii | 死亡日 | 1280 円／日 |

- ⑧【若年性認知症入所者受入加算】自己負担額 120円／日 （1 割の場合）

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令第 2 条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。）に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合には、若年性認知症入所者受入加算として、1 日につき 120 単位を所定単位数に加算します。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しません。

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

- ⑨【介護職員等処遇改善加算】

介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算します。

自己負担額

- i 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数に 14.0%に相当する単位数を算定

特別養護老人ホームまごころ苑

サービス利用料金 自己負担額 (R7.7.1～) 1割負担の場合 単位：円

要介護度	施設サービス費		看護体制加算Ⅰ・日常生活継続支援加算	※30日	※介護職員処遇改善加算Ⅰを算定した場合の目安	負担限度額	居住費	食費	※30日	※の合計(30日)
1	多床室	600	48	19,440	2,722	第1段階	0	300	9,000	31,162
						第2段階	430	390	24,600	46,762
						第3段階①	430	650	32,400	54,562
						第3段階②	430	1,360	53,700	75,862
						第4段階	915	1,480	71,850	94,012
2	多床室	671	48	21,570	3,020	第1段階	0	300	9,000	33,590
						第2段階	430	390	24,600	49,190
						第3段階①	430	650	32,400	56,990
						第3段階②	430	1,360	53,700	78,290
						第4段階	915	1,480	71,850	96,440
3	多床室	754	48	24,060	3,368	第1段階	0	300	9,000	36,428
						第2段階	430	390	24,600	52,028
						第3段階①	430	650	32,400	59,828
						第3段階②	430	1,360	53,700	81,128
						第4段階	915	1,480	71,850	99,278
4	多床室	817	48	25,950	3,633	第1段階	0	300	9,000	38,583
						第2段階	430	390	24,600	54,183
						第3段階①	430	650	32,400	61,983
						第3段階②	430	1,360	53,700	83,283
						第4段階	915	1,480	71,850	101,433
5	多床室	887	48	28,050	3,927	第1段階	0	300	9,000	40,977
						第2段階	430	390	24,600	56,577
						第3段階①	430	650	32,400	64,377
						第3段階②	430	1,360	53,700	85,677
						第4段階	915	1,480	71,850	103,827

特別養護老人ホームまごころ苑

サービス利用料金 自己負担額 (R7.7.1～) 2割負担の場合 単位：円

要介護度	施設サービス費		看護体制加算Ⅰ・日常生活継続支援加算	※30日	※介護職員処遇改善加算Ⅰを算定した場合の目安	負担限度額	居住費	食費	※30日	※の合計(30日)
1	多床室	1,200	96	38,880	5,443	第4段階	915	1,480	71,850	116,173
2	多床室	1,342	96	43,140	6,040	第4段階	915	1,480	71,850	121,030
3	多床室	1,508	96	48,120	6,737	第4段階	915	1,480	71,850	126,707
4	多床室	1,634	96	51,900	7,266	第4段階	915	1,480	71,850	131,016
5	多床室	1,774	96	56,100	7,854	第4段階	915	1,480	71,850	135,804

特別養護老人ホームまごころ苑

サービス利用料金 自己負担額 (R7.7.1～) 3割負担の場合 単位：円

要介護度	施設サービス費		看護体制加算Ⅰ・日常生活継続支援加算	※30日	※介護職員処遇改善加算Ⅰを算定した場合の目安	負担限度額	居住費	食費	※30日	※の合計(30日)
1	多床室	1,800	144	58,320	8,165	第4段階	915	1,480	71,850	138,335
2	多床室	2,013	144	64,710	9,059	第4段階	915	1,480	71,850	145,619
3	多床室	2,262	144	72,180	10,105	第4段階	915	1,480	71,850	154,135
4	多床室	2,451	144	77,850	10,899	第4段階	915	1,480	71,850	160,599
5	多床室	2,661	144	84,150	11,781	第4段階	915	1,480	71,850	167,781

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

- ① 居住費（介護保険負担段階により軽減措置を受けることがあります。）
- ② 食費（介護保険負担段階により軽減措置を受けることがあります。）
- ③ 特別な食事

入所者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金： 要した費用の実費

- ④ 理髪美容

[理美容サービス]

月に1回、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：カット＋顔そり 2,000円

 カットのみ 1,700円

 顔そり 1,000円

- ⑤ 予防接種（インフルエンザワクチン、コロナワクチン等）

主治医による予防接種を行います。

利用料金： 要した費用の実費

- ⑥ 貴重品の管理

入所者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

i 管理する金銭の形態：事業所の指定する金融機関に預け入れている預金

ii お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

iii 保管管理者：施設長

iv 出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを入所者へ交付します。

v 利用料金：1ヶ月当たり 1,000円（手数料及び保険料の実費程度）

- ⑦ 電気代：個人で使用する電気製品の電気代 P23 別紙1 参照

- ⑧ レクリエーション

入所者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

i 主なレクリエーション年間行事予定 *次頁参照

年間行事計画

月	日	行事名	個人負担の徴収理由	料金の徴収の有無
4月		花見		無
5月		外出ツアー		無
6月		外出ツアー		無
7月		七夕祭り		無
8月		夏祭り		無
9月		敬老会		無
10月		運動会		無
11月		文化祭		無
12月		クリスマス会・忘年会		無
1月		新年会		無
2月		節分		無
3月		ひな祭り		無

月間行事計画

	行事名	個人負担の徴収理由	料金の徴収の有無
毎月1回	誕生会		無

ii クラブ活動

材料代等の実費をいただきます。

⑨ 複写物の交付

入所者及び身元引受人は、ご請求によりサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑩ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、入所者の日常生活に要する費用で入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（別紙1参照）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑪ 契約書第21条に定める所定の料金

入所者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等、入所者の要介護度における施設サービス費（10割）と居住費の合計金額を、本来の契約終了日翌日から現実に居室が明け渡された日までの日数分ご負担頂きます。

⑫ その他、入所者にご負担頂くのが適当と思われるもの。

7. 利用料金のお支払い方法について（契約書第6条参照）

前記（１）、（２）、（３）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、下記（ア、イ）のいずれかの方法でお支払い下さい。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 口座振替

全ての金融機関で口座振替が可能です。

桑名三重信用金庫及び三十三銀行は、毎月１５日に口座から引き落としを、それ以外の金融機関は、２０日に引き落としをさせていただきます。

イ. 下記指定口座への振り込み

桑名三重信用金庫 松阪営業部 普通預金 １１８１５９５

（福）太陽の里

毎月１５日までにお振込みください。

8. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。（契約書第１５条参照）

- ① 要介護認定により、【自立、要支援１．２】のいずれかに認定された場合
- ② 要介護認定により【要介護１．２】のいずれかに認定された場合であって、厚生労働省令で定められる特例入所対象者に該当しない場合。
- ③ 事業者が解散・破産又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 入所者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）入所者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第１６条、第１７条参照）

契約期間中であっても、入所者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入所者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信

用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ⑥ 他の入所者が入所者（契約者）の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

（契約書第１８条参照）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

- ① 入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入所者による、サービス利用料金の支払いが契約書第７条に定める相当期間並びに処置にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入所者が連続して３ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

９．入所者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第２０条参照）

当事業所に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

（１）検査入院等、短期入院の場合（外泊時加算について）

１ヶ月につき６日以内（連続して６泊、複数の月にまたがる場合は最大１２泊）の短期入院の場合は、退院後再び当事業所に入所することができます。但し、入院期間中であっても、介護保険に定める外泊時加算の費用をご負担いただきます。（１日あたり２４６円）

（２）上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、３ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び当事業所に入所することができます。

（３）３か月以内の退院が見込まれない場合

３か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除とします。

（４）入院期間中の居住費について

居住費は入院期間中もお支払い頂きます。但し、入所者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただき、なおかつ実際に短期入所の利用のあった場合、利用日については所定の居住費をご負担いただく必要はありません。

(5) 入院時の対応について

入院に際し、必要な衣類等は当事業所が準備します。おむつが必要な場合は用意させていただきますが、入院中は介護保険が適用されない為、おむつ代をご負担いただきます。又、入院中、入所者の衣類の洗濯やおむつの補充等は身元引受人等をお願いしております。

(6) 入所者が死亡された場合の対応について

入所者がお亡くなりになられた場合、身元引受人等がご葬儀の手配等をしていただきますようお願い致します。事業所でのご葬儀はできません。

死亡後の手続き等に関して不明な点がございましたら、職員までお申し出下さい。

(7) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

入所者が当事業所を退所する場合には、入所者及び身元引受人等の希望により、事業者は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために居宅介護支援事業者の紹介等の必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行います。

10. 残置物引取について（契約書第22条参照）

当事業所は、入所者及び身元引受人に残置物（高価品を除く）を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、入所者にご負担いただきます。

都合により残置物の引き取りができない場合は、当事業所で処分させていただきますが、処分料として 2,000 円をご負担いただきます。（テレビ等、処分料のかかる電化製品は除きます。）

11. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）山田雄紀〔職名〕生活相談員
中西真衣〔職名〕介護支援専門員
松田文子〔職名〕生活相談員

○苦情解決責任者（担当者）松田文子〔職名〕施設長

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

また、御意見箱を施設内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関 *土日祝日、年末年始は休み

松阪市役所 松阪市健康福祉部 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	松阪市殿町1340-1 0598-53-4190 月曜日～金曜日 8：30～17：15
三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課介護障害福祉係	所在地 電話番号 受付時間	津市桜橋2丁目96 059-222-4165 月曜日～金曜日 9：00～17：00
三重県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	三重県津市桜橋2丁目131 電話番号 059-224-8111 月曜日～金曜日 8：30～17：00

(3) 苦情の受付について

苦情は受付日より一週間を目途に申出人に経過を報告します。

苦情の内容により苦情処理委員会を開催し、協議し解決をはかります。

1 2. 事故発生時の対応について

入所者が施設サービスの提供中に事故が発生した場合は、身元引受人、県、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

1 3. 緊急時における対応について

施設サービスの提供中に入所者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師或いは協力医院に連絡し、適切な処置を講じます。

1 4. 身体的拘束について（契約書第 25 条）

施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

1 5. 虐待防止について（契約書第 26 条）

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

16. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります（当事業所は保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります）。

17. 衛生管理について

入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、定期的な消毒を施す等、常に衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適正に行います。

従業者等は、感染症などに関する知識の習得に努め、当該指定介護老人福祉施設において感染症が発生、蔓延しないように必要な措置を講じます。

18. 非常災害対策について

施設サービスの提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は入所者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路、及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を執ります。また非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

19. 業務継続計画の策定について

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

20. 守秘義務と個人情報の利用について（契約書第9条、第10条）

- （1）事業者及び従業員は、施設サービスを提供する上で知り得た入所者及び身元引受人等の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- （2）事業者は知り得た入所者及び身元引受人等の個人情報を、以下の利用目的に限り利用できるものとします。
 - ① 事業所への入所・退所の手続き
 - ② 介護保険請求の手続き
 - ③ 医療機関への情報提供（受診が必要なとき）
 - ④ 介護保険事業所への情報提供

- ⑤ ケアプラン作成、カンファレンス資料
- ⑥ 損害保険への情報提供（必要時）
- ⑦ 介護保険サービスの提供資料
- ⑧ 事業所での掲示物への利用・事業所発行の新聞レクリエーションの写真掲示等

21. 反社会的勢力の排除について（契約書第 30条）

- （1）事業者及び入所者、身元引受人、連帯保証人は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証します。
- ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑥ 特殊知能暴力集団
 - ⑦ その他前各号に準ずるもの
- （2）事業者及び入所者、身元引受人、連帯保証人は、現在又は将来にわたって、自らの役員（代表者又は実質的に経営を支配する者）が前項各号にて規定する反社会的勢力に該当しないことを表明しこれを保証します。
- （3）事業者及び入所者、身元引受人、連帯保証人は、現在又は将来にわたって、本条第1項各号に規定する反社会的勢力を利用しないことを表明しこれを保証します。
- （4）事業者及び入所者、身元引受人、連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明しこれを保証します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- （5）事業者及び入所者、身元引受人もしくは連帯保証人は、相手方が本条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、事業者及び入所者、身元引受人もしくは連帯保証人間で締結した全ての契約（本契約の締結以前及び以後に成立した契約を含む）の全部又は一部を解除することができます。
- （6）前項により事業者又は入所者、身元引受人もしくは連帯保証人に損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとします。

22. 福祉サービス第三者評価実施状況

平成30年4月より、重要事項説明書には提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載することとなっており、介護事業所はサービス提供の開始に当た

り、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を説明する義務があると言われており、一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえ、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしていることを説明する必要があると言えます。当施設は現在のところ、第三者評価を受けておりません。

2.3. 重要事項説明書付属文書

(1) 契約締結からサービス提供までの流れ

入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

- ① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は施設サービス計画の原案について、入所者及び身元引受人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 施設サービス計画は、12ヶ月（※要介護認定有効期間）に1回、もしくは入所者及び身元引受人の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、入所者及び身元引受人と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④ 施設サービス計画が変更された場合には、入所者及び身元引受人に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条、第10条参照）

当事業所は、ご入所者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ① 入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入所者から聴取、確認します。
- ③ 入所者が受けている要介護認定の有効期間満了の30日前までに、要介護認定の更新申請の為に必要な援助を行います。
- ④ 入所者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、入所者及び身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。また、事業所が必要と判断した場合は介護記録をもってサービス内容の説明をします。
- ⑤ 入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、入所者又は他の入所者等の生命、身体を保護する為に緊急やむをえない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者、サービスを提供するに当たって知り得た入所者及び家族（身元引受人等）に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
（守秘義務）入所者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入所者の心身等の情報を提供します。また、入所者の施設援助を継続的に行うため、

あらかじめ文書（個人情報使用同意書）にて、入所者及び家族（身元引受人等）に同意を得ます。

（３）施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、当事業所に入所されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

① 面会時間は、８時３０分から１７時３０分の間でお願いします。但し、感染状況により面会を制限し、また中止させていただく場合があります。

② お菓子等の差し入れ

差し入れのお菓子等を他の入所者に配ること、また入所者が自己管理できず摂取し健康を損なうことなどを予防するため、差し入れはできるだけ少量とし、当事業所で管理をさせていただくことを基本とします。また、窒息の原因となるもち類等はお断りさせていただく場合があります。なお、もち類等のお預かりはできません。

③ 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

仏壇、家具、その他事業所が不要と認めたもの（職員にご相談下さい。）

④ 外出・外泊（契約書第２３条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、１ヶ月につき連続して６泊、複数の月にまたがる場合には連続して最大１２泊とさせていただきます。

なお、外泊期間中、１日につき２４６円（介護保険から給付される費用の一部）のご負担、及び居住費をご負担いただきます。

⑤ 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書（Ｐ７）の自己負担の上限額（日額）に定める相当の食費は減額されます。但し、一日３食共に欠食された方に限ります。

（４）施設・設備の使用上の注意（契約書第１１条参照）

① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ 入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④ 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

⑤ 喫煙は原則、禁煙となっておりますので予めご了承ください。

⑥ 個人で持ち込み使用する主な電化製品の電気使用料につきましては、別紙１（Ｐ２３）をご参照ください。

指定地域密着型介護老人福祉施設サービス重要事項説明同意書

指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホームまごころ苑

説明者職名 生活相談員・介護支援専門員

氏名 _____ 印 _____

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者 氏名 _____ 印 _____

(入 所 者)

代 筆 者 氏名 _____ 印 _____

連帯保証人 氏名 _____ 印 _____

(兼身元引受人)

住所 _____

続柄 _____

電話番号 _____

連帯保証人 氏名 _____ 印 _____

住所 _____

続柄 _____

電話番号 _____

別紙1

電気料金明細表（1か月）

電気製品名	金額
テレビ	660円
電動歯ブラシ	110円
ラジオカセットテープ	220円
電気ポット	660円
充電用アダプター	110円
冷蔵庫	330円
電気毛布	330円
電気あんか	330円
加湿器	330円
扇風機	220円

その他の料金

内容	費用	内容	費用
各種嗜好品	実費	予防接種	実費
買物代	実費	希望による特別な食事	実費
カット＋顔そり	2,000 円	切手・葉書代	実費
カット	1,700 円	通帳管理料	1,000 円／月
顔そり	1,000 円	病院への入院時必要品	実費
クリーニング	実費	行政手続き等に伴う経費	実費
コピーサービス	1 枚 10 円		

＊おやつ等の購入についてはイオンリテールの宅配を利用させていただいておりますので、ご希望の方はお申し出ください。